

口向役人不正事件と江戸幕府の遠国都市政策

佐藤雄介

はじめに

近世朝廷の御所には、口向という部局があった。財政をはじめとした種々の実務を担ったところで、そこに勤めた役人を口向役人という。この口向役人の「不正」を、安永二・三（一七七三・七四）年に幕府が摘発した。不正を働いていた口向役人らに死罪などの処罰が下され、多くの御用達も罰されるなど、かなり大規模な騒動であった。この騒動を口向役人不正事件あるいは安永の御所騒動と呼んでおり、後述するように、朝廷（朝廷財政）史上の重要な事件であった。

本稿ではまず、この事件に吟味側として関与した幕臣中井清太夫の動向を明らかにする。そのうえで、この事件を当時の幕政の中で、いかに位置づけるべきかという問題について考究する。

一 口向役人の「不正」と事件の流れ

まずは、先行研究および拙著によりながら、事件の概要を述べておこう。

江戸時代の各御所の収入は当初、幕府が設定した料地（禁裏料でいえば、はじめ一万石、後、三万石）からの年貢などと、将軍家・諸大名家・諸寺社などからの献上金品がおもなものであった。前述したとおり、御所の財政を担ったのは口向であるが、そこは幕臣である付武家が実質的に統括した。また、料地の管理も初期を除いて、幕臣である京都代官が行った。

やがて、上記のような収入だけでは、不足が目立つようになった。そのため、享保（一七一六～三六）年間後半頃から、幕府は「御取替金」と呼ばれる無利子の貸付けを朝廷に対して恒常的に行うようになったと考えられる。この取替金は本来返済を要するものであったが、実際には返済はほとんどなされず、非常に恩恵的なものであった。

以上のように、江戸時代の天皇・朝廷は、幕府からの財政的保証や支援なしに、成り立つことができなかった。ただし、幕府からの保証や支援は、幕府財政の状況によく影響を受けるものであった。

少なくとも明和七（一七七〇）年頃から、幕府財政の悪化を背景に、幕府勘定所は、支出増大が目立つようになった朝廷財政に関する調査を始めた。おそらくは、それらによって、口向役人の種々の不正が具体的に明らかになったと推測される。

安永二（一七七三）年十月十五日、幕命を帯びた新任の京都町奉行山村信濃守良旺が、不正を働いていた賄頭田村肥後守以下五名の口向役人を呼び出した。同日、京都所司代（以下、所司代）土井利里が武家伝奏に、田村らに揚り

屋入りと解官を申し付けることになるので、それを関白近衛内前に伝えるよう言い渡した。同月十六日以降、口向役人数十名が順次取調べを受けるようになり、青綺門院（桜町天皇女御、二条舎子、二条吉忠女）らから助命内意が出されるといったこともあったが、結局、安永三年八月下旬に、死罪四名、遠島五名、軽罪の者も含めると「仙洞御所を含み使番以下侍分六十六人、下部八十八人合計百五十四人⁽¹⁾」にも及ぶ口向役人に対して、幕府から処罰が下された。さらに、関係した御用達らも罰せられ、京都代官小堀邦直も「御前をはばかり⁽²⁾」になったという。

口向役人らの処罰理由は、「貢納の米穀及び幕府御取替の米銀の一部を御付に無断で借用するため購入なき品を帳面に誌し、或は偽の書面を以て御払銀の一部を掠め取り、奥表への納入品を格下になし、尚幕府の取締の命に違背した等の罪科⁽³⁾」であった。

さらに、三井家の京両替店より出された「京都聞書」には、獄死した「飯室左衛門」（賄頭飯室統義と思われる）の男である「飯室弁蔵」への申渡しがある。それによると、口向役人が日記類などについて、幕府に対して「恐多」い書き方をしたこと（詳細は不明）、幕府からの指図は受けがたいなどといい、所司代や禁裏付を蔑ろにしたこと、町人からの賄賂の受領や帳簿の不正操作により私腹を肥やしていたことなどが問題になったようである⁽⁴⁾。

この事件の後、幕府によって、朝廷財政に対して、さまざまな処置が行われた。たとえば、禁裏御所においては、口向の実務上級職であり、物品の購入や事務手続きなどを担っていた賄頭は、それまでは幕臣一人に朝廷側の加勢一人が加わるという構成であったが⁽⁵⁾、事件後は幕臣一名のみ、それも勘定所系の幕臣が独占するようになった。同じく実務上級職である勘使と買物使は勘使兼買物使とひとつに統合され、上座の半分を勘定所系の幕臣が占めるようになった。また、人件費などに関する諸規定の策定といったことも行われた。この事件の結果、口向に対する勘定所の監督がより強まり、その流れの中で、安永七年度からは一種の予算制度である定高制が朝廷の各御所に導入されるよう

なった。以上のような意味で、この事件は朝廷（朝廷財政）にとつて、重要な意義を持つものであった。⁽⁶⁾

さて、先行研究および拙著によって明らかになっている事件の概要は上記のようなものであるが、先述したように、この事件に際しては、多くの御用達らも処罰されている。それにとまって、京都の商人らに対して、幕府から種々の調査がなされたようである。奥野高廣も「安永三年九月には、口向役所をして商人の経歴等を誌し、之を天野近江守に呈出せしめ、御用商人の資格を調査した」と述べている。⁽⁷⁾ そのためか、じつは、多くの関係史料が京都の商家文書などに残されている。

たとえば、虎屋黒川家文書には、安永二年十月付京都町奉行宛黒川光治ら「就御尋以書付申上候」がある。

【史料一】（〈虎屋〉社史編纂委員会編『虎屋の五世紀 史料編』二〇〇三年、一五一・一五二頁）

（端裏書）

菓子やとらや近江大掾

外式人

」

就御尋以書付申上候

菓子商売之者

一、去辰年中

御所定式御用代銀、私請取候節、壹貫目ニ而凡拾匁より拾五匁迄不足御座候

一、去辰年中定式御用代銀高、私共三人ニ而、凡式拾式貫目程御座候

一、去辰年中定式御用代銀御払之節、過銀有之候得者、其節御賄方帳役鳥井市右衛門方江相渡し申候、一々帳面

ニ留置不申候故、過銀之儀、得と相知不申候、凡辰年々々年ニ三貫目程御座候、

(中略)

- 一、諸御役人中江金銀貸申候儀、一切無御座候、
 - 一、諸御役人中より無尺講被頼候義、一切無御座候、
 - 一、諸御役人中振舞申候儀、一切無御座候、
 - 一、諸御役人中より自分入用之品売掛候儀、一切無御座候、
 - 一、御所表御用之品差上置候処、御入用無之旨御差返シ被成候儀、一切無御座候、
- 右申上候通、少も相違無御座候、以上、

一条通室町東へ入町

菓子屋 近江大掾 ㊦

室町通今出川上ル町

同 能登掾 ㊦

幼少ニ付後見 忠蔵 ㊦

小川通今出川上ル町

同 伝兵衛 ㊦

御奉行様

まず、宛所の「御奉行様」は、おそらくは不正事件の吟味にあたっていた京都町奉行山村良旺を指すのであろう。また、同じく史料中の「諸御役人」については、口向役人か京都町奉行所の役人と思われるが、現段階でどちらなのか、明確に断定することはできない。ただし、当該史料の全体的な話題は、朝廷の「御用」、財政に関するものである。

口向役人不正事件と江戸幕府の遠国都市政策（佐藤）

るので、「諸御役人」は口向役人を指すとする方が妥当であろう。

さて、以上の点を踏まえたうえで、【史料一】に関して考えていこう。第一に、これ以前に、山村から虎屋に「御尋」があり、それに対する虎屋の回答が本史料と推定される。つぎに、内容から推察すると、「御尋」は、過銀の有無といった御用関係の売上げや代銀受領などに関するもの、「諸御役人」に対する金銀の貸付けや「振舞」（馳走）、「諸御役人」からの無尽講依頼の有無などであったと思われる。裏を返せば、それだけ「諸御役人」に対する金銀貸付けや「振舞」、「諸御役人」からの無尽講の依頼などがあったものと推測される。

すなわち、口向役人がみずからの立場を利用して、御用達に対して無尽講の依頼や金銀の貸与を要望し、利益を得ようとしていた姿が浮かびあがる。⁽⁸⁾ あらためて、不正がはびこっていた様子が窺えよう。また、従来究明されてきた点と重なる部分もあるが、口向役人らの不正の内実もより明らかになる。

このほかにも、同文書中には、つぎのような史料が残されている。

【史料二】（前掲『虎屋の五世紀 史料編』、一五一・一五三頁）

就御尋口上書

一、乍恐

私儀

禁裏御所様御膳御用御菓子調進仕候儀は

後陽成院様御在位已来相続、御用相勤差上来り候、尤已前御用奉差上候儀相分り不申候ニ付、御断奉申上候、以上、

安永三年歲九月

虎屋近江大掾

（正景、禁裏付）
天野近江守様

御役人中様

(後略)

こちらも「御尋」に答えるかたちであるが、禁裏御所の御用が始まった時期について述べている。同じような口上書が仙洞御所・女院御所のものに関しても存在しており、朝廷関係の御用の始まりについて尋ねられたのである。(9)

以上のような史料は、京都の他家文書中にもみられる。たとえば、京都府立京都学・歴史館(以下、歴史館と略す)に所蔵されている「船屋太兵衛家文書」中の関係史料に関しては、その一部を丸山俊明が紹介しており、【史料二】と同種の御用の由来に関する史料も掲出している。(10)

また、歴史館所蔵古久保家文書中の「番日記」(11)安永二年十二月一日条には、

【史料三】

十二月朔日

(中略)

新町通一条下町 高屋遠江

寺町今出川下ル式町目 田村肥後

寺町丸太町上ル所 津田能登

寺町荒神口南 飯室左衛門尉

上加茂 西池主鈴

(中略)

室町榎木町上町 八文字屋善蔵

右名前より金銀貸借致居候者并引合有之者、且右之者共所持家屋敷・田畑・山林并道具等預り居候者有之候は、委細書付を以西 御役所へ申出候様、拙者共より申通候様被仰出候間、此段申達候、以上

巳十一月

古久保勘十郎

百万遍屋敷

本庄角之丞

北野真盛町

世続右兵衛

川原町荒神口下ル式町目

鳥居市右衛門

寺町鞍馬口下町

久保田利藏

右名前より金銀貸借致居候者并引合在之もの、且右之者共所持家屋敷・田畑・山林并道具等預り居候者有之候ハ、委細書付以西御役所江申出候様、拙者共より申通候様被仰出候間、此段申達候、以上

巳十一月

古久保勘十郎

「右式通名前は、此度 御所役人御吟味筋ニ付、揚り屋入牢等被仰付候名前也」

とある。田村肥後以下、不正を働いたとして摘発された口向役人らから金銀を貸借したり、所持の家屋敷などを預かっていたりする者がいれば、京都西町奉行所へ届け出よ、という内容である。このような触れが出された理由を実証的に論じることができないが、田村らと繋がりがあ人物、あるいは田村らの「財産」そのものの調査をしているものと推測される。

このように、京都の商家文書などには、不正事件に関わる種々の史料が残されており、そこから明らかにする、あらたな歴史的事実も多くあると考えられる。これらの史料を用いた本事件の研究は、今後の課題となる。⁽¹²⁾

さて、事件の概要は以上のようなものであるが、これまで述べてきた点以外にも、究明すべき課題が種々残されている。その中のひとつに、本事件における中井清太夫九敬（以下、清太夫）の動向がある。清太夫に関しては、前述した「京都聞書」に、「安永二年巳九月上旬京都町奉行山村信濃守様御京着之上、御所御賄頭已下御役人中私欲之筋在之、信濃守様并銅座詰中井清太夫様御立会之上御吟味相成、入牢等被仰付在之候処、翌年午九月中落着、京都聞書之写、左之通」との記述がある。¹³ここから、京都町奉行山村良旺とともに銅座詰（の勘定役人）であった清太夫が、吟味の際に立ち会っていたことが窺える。

清太夫は、この時期、勘定所の役人として、大坂表の御用を勤め、米切手統制策の掛りにも任命されるなど、重要な働きを見せていた。「山師」とも評されているように、有能な反面、悪評も多かったといい、田沼時代を象徴するような人物のひとつである。¹⁴

清太夫はこの事件の後、甲州上飯田代官となり、その後、甲府代官を経て、小名浜代官に転任、寛政三（一七九一）年に処罰を受け、免職されているが、彼がこの事件に関わっていたのかという点は、あまり明らかになっていない。¹⁶本事件を考究するうえで、究明しておかなければならない課題のひとつである。章を改めて、この点について検討していく。

二 「諸家系譜」からみる中井清太夫と不正事件

この事件にふかく関わったと思われる清太夫の履歴について、あらためて確認すると、河内国楠葉村出身で、宝暦九（一七五九）年に御徒、明和四（一七六七）年に支配勘定、同年に勘定吟味方改役並、翌五年に勘定吟味方改役、

明和八年に勘定になっていることなどが、窪田頌らによって究明されている⁽¹⁷⁾。しかし、前述したように、不正事件における清太夫の動きは、あまりわかっていない。そこで、まずは窪田が前述の論文上で用いた国立公文書館所蔵「諸家系譜」中の「先祖書」から、不正事件における清太夫の動向をより詳細に明らかにしていく（以下、とくに注記がない限り、この史料が出典である⁽¹⁸⁾）。

【史料四】

（前略）^(明和)同六己丑年四月廿八日

仙洞御所御普請御用掛り被 仰付旨、松平右近将監殿被仰渡候段、川井次郎兵衛申渡、同年五月廿四日、於御

右筆部屋縁頼御暇・拝領物被 仰付候旨（中略）右御用ニ付、在京中外御用向も相兼相勤罷在、

同七庚寅年十二月廿七日、

仙洞御所御普請御用相勤候為御褒^(美)従^(脱カ)

禁裏縮緬三卷（中略、紗綾など仙洞からの分）於御所拝領仕、右御用向相済、帰府仕、同八辛卯年正月十五日於

御納戸構

御目見被 仰付、同年四月十六日右御用相勤御褒美并在京中臨時御用向相勤候付、別段銀子被下置候旨、於御右

筆へや縁頼松平右近将監殿被仰渡、金二枚・別段銀十枚拝領仕、同年十二月四日御勘定被 仰付（後略）

これによると、勘定吟味方改役であった清太夫は明和六（一七六九）年に仙洞御所普請の御用掛に任ぜられ、京都に赴き、在京中、「外御用向も相兼」ねたという。清太夫の御用掛任命を申し渡した勘定吟味役川井久敬は、幕府の財政政策（とくに貨幣政策）の中で重要な働きをしていたとされる人物で、⁽¹⁹⁾彼も明和七年正月に、仙洞御所普請の「御用」のため、京都に出向している（東京大学史料編纂所編『柳宮補任 二』東京大学出版会、一九六三年、六一

頁)。さて、清太夫は、明和七年十二月二十七日に仙洞御所の「御普請御用」を勤めた褒美を朝廷側からもらい、その後、江戸に戻り、明和八年四月十六日には、同御用と「在京中臨時御用向」を勤めた褒美を下賜されている。さらに、同年十二月四日には、勘定になっている。

武家伝奏広橋兼胤の公用日記である「兼胤記」(東京大学史料編纂所蔵)安永元(一七七二)年十二月二十一日条には、「禁裏 女院 新女院御取替年々相高ニ付、去々年川井越(久敬)前守在京候節以来、御賄方等之儀申談」とあり、川井はこの仙洞御所普請の「御用」の際、所司代と朝廷の「御賄方」について相談している。この後、朝廷財政に対する勘定所の監督強化が始まっており、川井と所司代の相談は、この勘定所の動きの前提になるものであったと考えられる。⁽²⁰⁾

前掲【史料四】から、清太夫も同時期に京都にいたと思われ、川井と所司代との間で相談があった朝廷の「御賄方」関連の動きにも関与していたと推測される。在京中に兼ねていたという「外御用向」が朝廷の「御賄方」に関するものなのかどうかということまでは明確にできないが、清太夫が任ぜられていた勘定吟味方改役は川井が在職していた勘定吟味役の支配にあり、実際清太夫は川井から仙洞御所普請御用掛任命を申し渡されている(前述、【史料四】)。以上のような川井と清太夫との関係性などを考慮に入れると、清太夫は不正事件以前、明和六・七年頃から、川井の下で、朝廷財政の調査を行っていた(あるいはそれらに関係していた)と思われる。

さて、つづけて【史料五】を検討しよう。

【史料五】

(前略)同九壬辰年二月二日、大坂銅座詰被差遣候付、在坂中上方筋新田方御用兼相勤可申旨松平右近将監殿被(請旨)勘定奉行石谷備後守申渡、同月十八日於御右筆部屋縁頬御暇・拝領物被 仰付候旨松平右近将監殿被

仰渡、金式枚・時服二拝領仕、右御用ニ而在坂中臨時御用筋も有之相勤罷在候処、御差急之御用有之候間、取調相残候分は交代之者江申送、帰府可仕旨、松平右近將監殿被仰渡候段、石谷備後守・川井越前守ヲ申越候之間、
帰府仕（後略）

中井は明和九年に銅座詰を命ぜられ、在坂する。「臨時御用筋」もあり、勤めていたところ、急な「御用」があり、残務は交代の者へ引き継いだうえで、帰府せよという命を受けて、江戸に戻ったという。

その後、【史料五】のつづきには、次のようなことが書き記されている。

【史料六】

安永二癸巳年四月廿八日於御納戸構

御目見被 仰付、同年八月廿二日銅座詰相勤候御褒美并外御用兼相勤候付、別段銀子被下置候旨、於御右筆部屋縁頼松平右近將監殿被仰渡、銀十枚・別段銀十枚拝領仕、同年九月六日、御材木方為御用京都江被差遣候旨、松平右近將監殿被仰渡候段、石谷備後守申渡、同月八日於御右筆へや縁頼御暇・拝領物被 仰付候旨、松平右近將監殿被仰渡、金式枚・時服二拝領仕、右御用ニ而在京中御所御役人不埒之仕来も有之ニ付、京都町奉行山村信濃守・御付天野^{（正景、禁裏付）}近江守江吟味被 仰付候間、於江戸表御隱密を以被仰渡候通相心得、立合相勤可申旨松平右近將監殿被仰渡候段同年十月十二日山村信濃守申渡相勤（後略）

安永二年九月に材木方御用として、京都への派遣が命ぜられ、その後、「於江戸表御隱密を以被仰渡候通相心得、立合相勤可申旨松平右近將監殿被仰渡候段」、すなわち、江戸で内密に命ぜられたとおりに心得、口向役人不正事件の吟味の立合いをするようにとの老中松平武元からの指示が、山村から申し渡されている。タイミングから考えて、材木方御用は建前で、本命は、不正事件関係の京都派遣であった可能性が高いと思われる。^{（21）} そのように考えると、

【史料五】の帰府も不正事件のための江戸召還であったのではないか。

さて、この【史料六】のつづきが、つぎの【史料七】である。

【史料七】

(前略、【史料六】のつづき) 右御用相済、帰府仕、同三甲午年三月廿七日於羽目之間、

御目見被 仰付、同年六月十九日右在京中御用向格別骨折相勤候ニ付、御褒美被下置候旨、於御右筆部屋縁頼松

平右近将監殿被仰渡、金三枚拝領仕、同年七月廿六日御代官被 仰付候旨(中略) 同年十二月七日御代官青木

楠五郎支配所為御取締大坂表江被差遣旨、牧野備後守殿被仰渡、御暇、拝領物金式枚・時服二被下置、右御用

中、

禁裏炎上其外焼失ニ付、御勘定方被差遣候ニ付、右取締御用向御代官江被談置、出京可仕旨牧野備後守殿被仰渡、

相勤、

同八申年三月十五日 御目見被 仰付(後略)

事件の立会い後、帰府し、在京中の「御用向」に関する勤勞に対して褒美を下賜され、やがて、代官(前述したように、甲州上飯田代官)になった。その後も天明八(一七八八)年の京都大火で御所などが焼亡した際には、京都で御用を果たしたという。

三 「番日記」からみる中井清太夫の動向

さて、つぎに前述の「番日記」から不正事件における清太夫の行動を明らかにしてみよう。

口向役人不正事件と江戸幕府の遠国都市政策(佐藤)

【史料八】（「番日記」）

（安永二（一七七三）年七月二十四日条）

西町御奉行長谷川備中守様御遠行、御跡役十人御目付之内、山村十郎右衛門様被為蒙 仰候（後略）

（九月九条）

一、西町御奉行山村十郎右衛門様御事、称山村信濃守様と候旨、申来ル「但江戸御出立九月廿三日、木曾路御通行被成候旨、信州福嶋御関所御番山村甚兵衛殿御回家ニ付、御立寄御止宿被成候由ニ付、京着日限未相知候事」

（九月二十六日条）

一、中井清太夫殿・佐久間甚八殿、江戸表より御上京被成候

幕命を受け、事件の吟味を主導する山村（前述）が、京都町奉行に任せられたこと、江戸を出立し、京都に向かうことなどが書き記されている（京着は十月九日【史料九】）。さらに、清太夫が、山村到着の一足先の九月二十六日に、佐久間甚八とともに上京したことも明らかになる。山村が江戸からの旅中「立寄」をしているという事情もあるが、本格的な吟味を開始する前の下準備のために、山村よりすこし前に京着したのではないかと思われる。

【史料九】（「番日記」）

（九月二十九日条）

土井大炊守様、昨日御参府被成候筈ニ先達而噂在之候得共、西殿様江戸表より何かと隠密御用被為 蒙候旨ニ而、

（ママ、頭、所司代）

右御参府相延候趣二候事

(十月九日条)

西御奉行山村信濃守様御上京被成候付、仲間例之通三条橋東迄御出迎申上候而(後略)

(十月十二日条)

一、西殿様被為蒙 仰候御隱密御用始候由

町代は九月二十九日には、「西殿様」に京都町奉行山村が「隱密御用」を命ぜられているという情報を取得している。「隱密御用」の具体的な中身をどこまで把握していたかはわからないが、町代が京都で何らかの騒動が起きることを事前に知っていたのは確かであろう。

さらに、十月十二日条には、山村が命ぜられた「隱密御用」が始まったようだと記されている。田村ら口向役人五名を山村が呼び出したのは十月十五日であるが(前述)、実際に行動が開始されたのは、それより少し前のようである。十五日条には、「尤中井清太夫御立会ニて候」と吟味に清太夫が立ち会ったことも書き記されており、以後、商人らの入牢などの記事がいくつか見られる(十九日条など)。

安永三年三月六日条には「一、御所役人御吟味筋ニ付、先達而御上京被成候中井清太夫殿・佐久間甚八殿、今朝閑東へ御発足被成候事」とあり、清太夫は、この日に退京したようである。口向役人らの処罰がなされるのは、前述したように、八月下旬であるが、三月六日の清太夫ら退京時点で事件の大筋に関する捜査は終了していたのではないかと思われる。清太夫と共に上京していた佐久間甚八もこの日に退京するが、佐久間はのちに京都入用取調役となる。⁽²⁴⁾

佐久間に関してさらには、つぎのような史料もある。

【史料一〇】〔兼胤記〕安永三年九月十日条

（天野正景、禁裏付）

一、近江守申、山村信濃守組同心三人

御所軽キ役所々々江出役為致候由、

（土井利興、所謂代）

大炊頭申渡候由、仍勤方相尋候処、

（ともに京都入用取調役）

若林源内・佐久間甚八下役之様なる者ニ而、両人之者不被立入輕所ニハ、此三人之者参ニ而御用向取調候由

也 関白殿へ申上、葉
室へも申入尊、

①御所向取締掛である京都町奉行山村の同心三名を御所の「軽キ役所」に出役させる、②この三名は京都入用取調役の佐久間と若林の「下役之様なる者」で、佐久間と若林が立ち入らないような御所の「輕所」に入り込み、監査をするなどといったことが記されている。佐久間と若林、そしてこの同心三名らが協力して、口向各部署のすみずみにまで、監査を加えようとしている。⁽²⁶⁾

事件後、幕府は朝廷財政に関するさまざまな処置を実施したが、【史料一〇】からは、その一環に、佐久間も京都入用取調役として関与していたことが明らかになる。清太夫とともに上京してきたなどを考慮に入れると、佐久間も不正事件の吟味そのものに関わっていたと考えられ、佐久間の京都入用取調役任命や種々の処置への関与は、その経験を買われたものと思われる。

四 事件と幕府の遠国都市政策との関係

前節まで、中井清太夫の動向を追ってきた。まずはこの点についてまとめておこう。

前述したように、明和八（一七七二）年頃を境に朝廷財政に対する勘定所の監督強化がはじまった。川井はそれ以

前の明和七年に仙洞御所普請御用のため、上京し、所司代と朝廷財政のことについて話し合っていた。これは朝廷財政に対する勘定所の監督強化の前提となる行動であり、この頃には朝廷財政に関する調査は始まっていたと考えられる。この調査の中で、口向役人の不正の実態もかなり明らかになったのであろうが、清太夫も同じような時期に仙洞御所普請御用掛に任ぜられ、在京していた。

留意すべきは、清太夫と川井の関係性である。仙洞御所普請御用掛に任ぜられた時点で、清太夫は勘定吟味方改役であり、申し渡した川井は勘定吟味役、つまり、川井は清太夫の上役ということになる。川井が朝廷財政の問題に關して京都で所司代と相談していた時期にも、清太夫は同御用掛として在京しており、清太夫もまた、朝廷の「御膳方」問題に携わり、口向役人不正事件につながるような朝廷財政の調査にもふかく関与していたと推測される。前述したように、川井は幕府の財政政策（とくに貨幣政策）の中で重要な働きをしていたとされる人物であり、明和八年二月に勘定奉行となり（前掲『柳宮補任 二』、四五頁）、不正事件当時も在職する。不正事件当時、清太夫は勘定であり、この時点でも、やはり川井の属吏であったということになろう。

その意味でいうと、明和七年頃から口向役人不正事件に至るまで、川井と清太夫は連携して行動しているようにみえる。⁽²⁸⁾この点から考えても、不正事件は、勘定所による朝廷財政監督強化の流れの中に位置付けられる案件という意味合いが濃かったといえるが、さらに考慮に入れるべき問題がある。それは、この事件には京都東町奉行がほとんど関わっていないことである。もちろん、京都西町奉行の山村が幕命を帯び、この事件の吟味を担当していたわけで、東町奉行が関与していなかったこと自体は、さほどおかしいものではない。しかし、じつはこの時期、京都東町奉行も、口向役人不正事件とは違った重要な案件に向き合っていたことを塚本明が指摘している。

安永三（一七七四）年三月六日に死去した酒井忠高の後、同月二十日に赤井忠晶が京都東町奉行に任ぜられた

〔柳宮補任 五〕。この赤井の動向に関して、塚本が興味深い指摘をしている。すなわち、安永期に赤井が、町代の町奉行所に対する役務を増やし、（町代の）「町奉行所の「行政官」としての性格」を増大させたこと（それは町代にとっては仕事量増加となった）や、触れの伝達などに関して、不手際のあった町代らへの処罰を含む「職務励行の徹底（増長の禁止）」などを行い、町奉行の町代に対する統制を強化したこと、町方の火消し制度を町奉行直轄体制に改編したことなどを究明している。

そのうえで、東町奉行所は「都市の行政機構に関わる画期的な政策をいくつも打ち出している」「社会構造の変化に伴う訴訟の増大や従来の組織機構の機能低下を、町奉行所の課題として深刻に受け止め、町奉行所の主導によって制度の整備・再構築を行うことで対応しようとした」としている。さらに、「この時期の京都での都市政策として見るべきものの大部分は、東町奉行所から出されている」と論じ、田沼時代には、「株仲間政策を始めとする経済政策以外にも、行政制度の整備を中核とする、独自の都市政策が存在したことを指摘しておきたい」と述べている。²⁹

塚本のこれらの指摘と口向役人不正事件における西町奉行山村の動きとをあわせて考えると、京都の市中に関することは東町奉行の赤井が担う一方で、朝廷の口向関連のことは西町奉行の山村が担当するという分担になっていたと推定される。この時期には、都市京都を特徴づける最大の要素のひとつである天皇・朝廷（のにおもに財政）に関する改革と都市京都の行政改革を、東西町奉行がうまく分担しながら、ほぼ同時期に行っていたといえる（もちろん、口向の取締は、町人や商人に関する要素を多分に含んでおり、ひろい意味でいえば、都市京都の行政改革と関係するものであった）。

それでは、このような動向がみられたのは、京都だけであったのだろうか。塚本が述べるように、おそらくはそうではない。田沼政権がひろく実施した「独自の都市政策」の一環であったと思われる。

安永期のすこし前、元文―明和期（一七三六―七二）には、長崎においても多様な改革が実施されていた。具体的には、勘定奉行の長崎奉行兼任や勘定役人の長崎奉行所常駐、地下役人の把握・統制のための種々の取決め⁽³⁰⁾の策定などであり、長崎において勘定所の影響力が飛躍的に強まったことが明らかにされている。

この長崎での改革が一段落着いた後に、京都での改革が行われたと推定される。つまり、この時期には、長崎、京都と幕府直轄の遠国都市で、かつその統治に緩みが生じていたと考えられる場所で、幕府による改革が実施されていたと思われる。口向役人不正事件について筆者は、老中・勘定所にとって「幕府役人（勘定役人）の手があまり及ばない禁裏財政に切り込む契機」、朝廷財政に対する勘定所の監督強化の流れの中に位置づけるべき問題と以前論じたことがある。⁽³¹⁾それはそれで事実であると思うが、よりおおきくみれば、この時期、幕府は、遠国の直轄都市に対して、勘定所の監督強化を含む改革を幅ひろく実施し、統治の緩みを引き締めていたと推測される。もちろん、ほかの諸都市の実態に関しては課題となるが、現時点では上記のように考察しておきたい。

おわりに

以上、口向役人不正事件における中井清太夫の動向と、当該期の幕政上における本事件の位置づけについて考察してきた。本稿で明らかにしてきた点などに関して、繰り返すことはせず、最後にいくつか今後の課題を述べて筆を擱きたい。

まず、最大の課題は、口向の実態がほとんどわかっていない点にある。前述したように、口向は財政をはじめとする種々の実務を司った部局であり、近世朝廷特有のものであった。それにも関わらず、そもそも専論的な研究が少な

く、その実態がほとんど考究されていない。たとえば、賄頭や勘使ら口向役人の性格や職務の内実などといった基礎的な事実さえ詳細は不明である。口向およびそこに勤仕する口向役人の実態の解明は、本事件および近世の天皇・朝廷研究にとって、必要不可欠なものである。⁽³²⁾

また、当該期の京都において、東町奉行・西町奉行それぞれの手によってなされていた種々の改革、とくに西町奉行が担っていたその内実に関しても、いまだ不明な点が多い。さらに、当該期における幕府の遠国直轄都市に対する政策の全般的な考究も不十分である。前述したように、基本的には幕府は、この時期、統治の緩みがみられる遠国直轄都市の支配体制の引締めをひろく行おうとしたのではないかと思われるが、その具体的な内容に関しては検討の余地が残る。

長崎・京都での比較でいえば、長崎の地下人、朝廷の口向役人などといった地役人的な存在に対する統制の強化といった面が、共通点としてあらわれるように思える。こうした存在による「不正」や「癒着」を排除し、遠国直轄都市の統治の緩みを引き締めようとしたことが、幕府の狙いのひとつとも考えられるが、塚本が指摘したような田沼政権の「独自の都市政策」の内実については、なお不明な点が多い。当該期の幕政における本事件の位置づけなどをよりふかく検討しつつ、ほかの直轄都市に対する政策との比較を進めていく必要があるだろう。その際、清太夫や佐久間のような幕府役人がいかなる動きをしていたのかという点は、研究深化の鍵のひとつになると思われる。

このほか、御用達や京都の町人らにとっての本事件という視点からの研究も要される。今後、検討を進めていきたい。

- (1) 奥野高廣『皇室御經濟史の研究 後篇』(中央公論社、一九四四年)、四四七・四四八頁。
- (2) 『寛政重修諸家譜 十六卷』(続群書類従完成会、一九六五年)、一一〇頁。
- (3) 前掲奥野著、四四六頁。
- (4) 三井文庫編『大坂両替店「聞書」』(三井文庫、二〇一一年)、三五・三六頁。
- (5) なお、実際は、朝廷側の人物が一人で勤めることも間々あったようである(前掲拙著、五二・五三頁)。
- (6) 以上、前掲奥野著、高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(石上英一・高埜利彦ら編『講座 前近代の天皇二 天皇権力の構造と展開 その二』青木書店、一九九三年、後に『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年)、平井誠二「江戸時代の公家の流罪について」(『大倉山論集』二九、一九九一年)、三浦周行『統法制史の研究』(岩波書店、一九二五年)、前掲拙著、第一部第二章・第三章など。
- (7) 前掲奥野著、四四七頁。
- (8) これに対する御用達側の反応や動向に関する詳細な研究も必要である。
- (9) 前掲『虎屋の五世紀 史料編』一五三、一五四頁。なお、虎屋は「事件に関与しなかったため」、事件後、「新たに砂糖などの御用を命じられている」(虎屋) 社史編纂委員会編『虎屋の五世紀 通史編』二〇〇三年、二〇頁。安永四年には、上菓子仲間が結成されており、これは田沼政権による株仲間の積極的な公認と関連付けられてきたが(前掲『虎屋の五世紀 通史編』五一頁)、なぜ安永四年なのかといえば、口向役人不正事件による京都商人の処罰と調査をうけてのものであったからではないか。不正事件が仲間結成のきっかけになった可能性を考えるべきであろう。
- (10) 丸山俊明「江戸時代の京都の指物師と御所のかかわり」(『日本建築学会論文系論文集』七六一・六五九、二〇一一年)。なお、船屋(久米) 太兵衛家は、「指物師として、御所等に白木作りの道具類や(佐藤註・中略) 御所等の池で使用する「御船(みふね)」を調達」した家という(山田洋一「寄贈資料紹介 船屋太兵衛家文書」『総合資料館だより』一五二、二〇〇七年)。
- (11) その名のとおり、町代の番日記で、小久保家は「代々上京下西陣組の町代を勤め、勘左衛門または勘十郎を称した」家である(朝尾直弘「解題」京都町触研究会編『京都町触集 第一巻』岩波書店、一九八三年、引用部分は五二六頁)。なお、「番日記」に口向役人不正事件関係の記事があることについては、藤本仁文氏からご教示いただいた。謝意を表したい。
- (12) これらの史料は、京都の町人や商人が本事件をどのように捉えていたのかといった問題、ひいては民衆と天皇・朝廷、都市

京都と天皇・朝廷などといったテーマを考えるうえで重要な素材となりうる。なお、民衆と天皇・朝廷、都市京都と天皇・朝廷に関する研究は、近年では、上田長生「幕末期の天皇・朝廷権威と民衆」『民衆史研究』九九、二〇二〇年）、岸泰子『近世の禁裏と都市空間』（思文閣出版、二〇一四年）、登谷伸宏『近世の公家社会と京都』（思文閣出版、二〇一五年）、村和明「豪商三井の内紛と朝廷」（杉森哲也編『シリーズ京都 京都巻』東京大学出版会、二〇一九年）、吉岡拓「近世畿内・近国社会と天皇・朝廷権威」（『歴史学研究』九七六、二〇一八年）などがある。

- (13) 前掲『大坂両替店「聞書」』、二七頁。
- (14) 高槻泰郎『近世米市場の形成と展開』（名古屋大学出版会、二〇二二年）、二二四～二二五頁、同「中井清太夫という男」〔神戸大学経済経営研究所『RIBEニュースレター』一一九、二〇二二年〕。
- (15) 村上直ら編『徳川幕府全代官人名辞典』（東京堂出版、二〇一五年）、三二九・三三〇頁、実松幸男執筆部分。
- (16) 前掲拙著、八四・八五頁のほか、三田村鳶魚が「御所役人に働きかける女スパイ」〔三田村鳶魚全集 第五巻〕中央公論社、一九七六年）の中で、清太夫が事件の調査にあたっていたこと、その際、自分の姪を「女スパイ」として口向役人に嫁がせていたこと、それが調査のうえで、おおいに有効であったことなどを述べているが（二九二～二九七頁）、実証的なものではない。
- (17) 窪田頌「平賀源内・芋大明神・楠葉」（『枚方市史年報』二二、二〇二〇年）、前掲村上直ら編『徳川幕府全代官人名辞典』、三二九頁、実松幸男執筆部分。
- (18) なお、「諸家系譜」は、「寛政重修諸家譜」作成のために、各家から提出させた書類をまとめたものの写しで、中井家の分は、清太夫の嫡男宗伴が寛政十一（一七九九）年に提出したものであること、その記述には一定の信頼を寄せえることなどが明らかになっている（前掲窪田論文）。実際、明和六年五月二十四日の仙洞御所普請御用掛任命につき、京都へ出立の暇および拝領物頂戴（『史料四』）、安永二年の九月八日材木御用としての京都発遣につき、暇および拝領物頂戴（『史料六』）など、「諸家系譜」上の記載が、国立公文書館所蔵「柳宮日次記」の記述と合致する箇所が多々ある。もちろん、一定の史料批判は必要であるが、上記の点を考慮に入れて、活用していきたい。
- (19) 山田忠雄「天明期幕政の新段階」（山田忠雄・松本四郎編『講座日本近世史五 宝暦・天明期の政治と社会』有斐閣、一九八八年）、二〇頁。

- (20) 前掲拙著、三六、五〇―五三、五五―五六頁。
- (21) なお、前掲「柳營日記記」安永二年八月二十二日条には、大坂銅座詰などの件について、「右は大坂銅座立合御用并京・大坂御修復所其外御入用之積り御用相勤候ニ付、被下之」とある。これは【史料六】の「同年八月廿二日銅座詰相勤候御褒美并外御用兼相勤候付、別段銀子被下置候旨、於御右筆部屋縁頼松平右近将監殿被仰渡、銀十枚・別段銀十枚拝領仕」と対応すると考えられる。すなわち、「外御用」＝「京・大坂御修復所其外御入用之積り御用」となるが、この中に、朝廷財政に関する調査も含まれていた可能性がある。
- (22) 年貢の私的流用などによって、天明七年（一七八七）十二月二十四日、職を免ぜられ、勘定奉行支配無役になり、その後、遠島となった（前掲村上直ら編『徳川幕府全代官人名辞典』、三頁、小倉宗執筆部分）。
- (23) なお、安永四年三月には、前年からの「資格審査」の結果、御用達に対して、非常札の没収などが実施されているが、これは前年に行われた御用達の追放処分とは別のものと奥野は述べている（前掲奥野著、四四七頁）。
- (24) （京都府立総合資料館〈現歴史館〉）歴史資料課「近世領主並びに近世村町別閲覧可能関連文書一覧」〔資料館紀要〕三一号、二〇〇三年。
- (25) 御所向取締掛は、朝廷財政に対する諮問機関である（橋本政宣『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年、四〇八頁、前掲拙著、一三頁）。また、京都入用取調役は、勘定奉行支配で、出納の監査を職務としたという（前掲奥野著、三四三頁）。
- (26) この史料に関しては、前掲拙著、八六頁でも扱った。
- (27) 一部前述したが、たとえば、暗頭・勤使の人事や禁裏付が把握しえなかった暗頭・勤使らの判断によってなされていた物品の調達の禁止、本途直段（物品ごと）に決められていた直段の整備、人件費などに関する諸規定の策定などが挙げられる（前掲拙著、五二―五五、八五―八七頁）。
- (28) なお、清太夫が勘定になったのは、明和八年十二月であり、まるで川井の昇進と歩を合わせているかのようである。
- (29) 塚本明「近世中期京都の町代」（朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造』思文閣出版、一九九五年）。引用部分は順に、一八五、一八四、一八九、一八八、一八九、二〇三頁。なお、「さる」と呼ばれる密偵が暗躍し、「町代仲間・町代部屋」のことが公事方の与力に筒抜け」（前掲塚本論文、一八七頁）になっていたことなども論及している。
- (30) 鈴木康子『長崎奉行の研究』（思文閣出版、二〇〇七年）、第五―八章、結論。

(31) 前掲拙著、第一部第二章・第三章。引用部分は五三頁。

(32) この口向研究の蓄積の乏しさについては、すでに細谷篤志「近世朝廷の記録管理と実務組織「口向」」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』一七、二〇〇一年) やスウェン・ホルスト「近世中後期における朝廷の口向役人」(『国際社会研究 福岡女子大学国際文学部紀要』九、二〇二〇年) が指摘している。両論文などによって、近年、徐々に研究が進みつつあるが、なお充分とはいえない。